

施設管理に係る経費負担について

1 他の合築施設との経費負担区分

西区民文化センターは、広島市立西区図書館、店舗（（財）広島市都市整備公社）、スカイプラザ横川（住宅管理組合）とともに、建物を区分所有しており、電気、ガス、水道のメーターや建物全体に係る施設・設備維持管理業務等を共通としている。

建物全体の管理業務については、都市整備公社、西区民文化センター指定管理者、西区図書館指定管理者、住宅管理組合及び管理業務再委託業者による合同契約を締結し、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、（財）広島市都市整備公社が管理者として入札等による発注をするため、西区民文化センターの指定管理者は管理規約で定められた按分比率に基づく負担額を業務施行業者に支払わなければならない。（管理規約の改正により、按分比率は変更することがある。）

(1)施設・設備等維持管理業務費

以下の業務のうち管理規約に定める管理者（（財）広島市都市整備公社）の業務は太線枠内で、それ以外は西区民文化センターの指定管理者が発注する業務となるが、このうち、西区図書館と共通する業務については、西区民文化センター指定管理者、西区図書館指定管理者、管理業務再委託業者による三者契約を締結することとする。なお、これらの業務を西区民文化センターの指定管理者が自ら行うことは可能である。また、これに伴い、西区民文化センターの指定管理者は図書館分の計算、預り、支払い事務を行う。負担分の計算事務、預り、支払い事務の人役等は西区民文化センターの指定管理者が負担する。

業務名	区民文化セ	図書館	都市整備公社	住宅管理組合
ホールエレベーター保守点検業務	○			
舞台機構保守点検業務（ホール・スタジオ）	○			
舞台音響設備保守点検（ホール・スタジオ）	○			
舞台照明設備保守点検（ホール・スタジオ）	○			
駐車場管制装置保守点検業務	○			
複合施設二段式駐車機保守点検業務	○			
通路監視装置保守点検業務	○			
ホール、スタジオ、音楽室 ピアノ調律及び調整業務	○			
防火対象物定期点検	○			
駐車・駐輪場警備業務	○			
施設管理業務	○	○		
空調自動制御装置保守点検業務	○	○		
冷温水発生機保守点検	○	○		
エレベーター保守点検業務	○	○		
自動扉装置保守点検業務	○	○		
消防用設備等保守点検業務	○	○		
清掃	○	○		
機械警備（自動警報装置）	○	○		
固形状一般廃棄物の処理及び運搬業務	○	○		
環境衛生管理業務	○	○		
建築物飲料水水質検査業務	○	○		
秘密文書回収運搬業務				
再生品納入業務				

複合施設管理業務（センター、図書館、都市整備公社、住宅管理組合）	○	○	○	○
複合施設（施設共用部分）管理業務（センター、図書館、都市整備公社）	○	○	○	
スカイプラザ横川ビル総合操作盤遠隔監視業務（センター、図書館、都市整備公社、住宅管理組合）	○	○	○	○
複合施設（施設共用部分）中央監視盤遠隔監視業務（センター、図書館、都市整備公社）	○	○	○	
複合施設総合操作盤保守点検業務（センター、図書館、都市整備公社、住宅管理組合）	○	○	○	○
複合施設中央監視盤保守点検業務（センター、図書館、都市整備公社、住宅管理組合）	○	○	○	○
複合施設（施設共用部分）消防用設備等保守点検業務（センター、図書館、都市整備公社）	○	○	○	
複合施設（施設共用部分）連結送水管点検業務（センター、図書館、都市整備公社）	○	○	○	
複合施設（施設管理部分）建築物環境衛生管理業務（センター、図書館、都市整備公社）	○	○	○	
公共建築物劣化状況法定点検（センター、図書館、都市整備公社）	○	○	○	
複合施設（施設共用部分）高圧受電設備点検業務（センター、図書館、都市整備公社）	○	○	○	

※1 それぞれの業務の按分については、別紙のとおり。

※2 秘密文書回収運搬及び再生品納入業務については、処理量等により金額、回数等が変わるため、必要に応じ按分等を行い実施すること。

(2)賃借料

賃借料の西区図書館との按分が必要な、電話交換機借上げは、西区民文化センター指定管理者、西区図書館指定管理者及びリース業者による三者契約をしなければならない。

区分	区民文化セ	図書館	備考
グランドピアノ（ホール）	○		
電話交換機	○	○	電話機の数で算出